

1. 議事日程（令和3年第3回北広島町議会臨時会）

令和3年11月29日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第9号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第4	議案第94号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第95号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第96号	北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 小椿治之	豊平支所長 細川敏樹
総務課長 川手秀則	財政政策課長 植田優香	建設課長 竹下秀樹

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言をするよう努めてください。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、伊藤立真議員、3番、敷本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第3、報告第9号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。  
○町長（箕野博司） それでは報告第9号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。  
○議長（湊俊文） 建設課長。

- 建設課長（竹下秀樹） 報告第9号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集1、2ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集1ページ、専決処分第6号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和3年10月13日、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和3年9月10日午前9時15分頃、大朝字船埤5206番地20付近において、町道大朝工業団地線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、町は相手方に対し、損害賠償として4620円の支払い義務があることを認め、これを支払う。町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は4620円で、内訳は、タイヤの修繕費でございます。以上で報告を終わります。
- 議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありますか。梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。この件について専決されることについて異論はありませんけれども、何件かこの議会の中で、道路の維持管理が徹底してない、陥没してるよというふうなことで、タイヤ関係、走行中にタイヤ関係を破損するよというふうなことが何度かあるわけでありまして。やはり日頃よく通る道路であっても、通らない道路であっても、良い管理をするということに努めておれば、このような専決をしなくてもいいわけでありまして、そのこのところ、事が起こってから専決をするということではなくて、それ以前に何とか対策を講ずるということは多分されていると思いますが、課長いかがですか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。普段から適切な維持管理に努めておるところではございますが、どうしても発見から修繕までに時間を要する件がございます。その間にどうしても事故が起きてしまう案件が多々ありますけれども、今後も早期発見、早期復旧に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） そのように期待をしたいと思います。職員が通勤をする際に、そういう箇所を発見することもあろうと思いますし、また本所支所間、支所間支所間のときに移動する場合でも陥没箇所が発見されるようなことがあろうかと思うんですが、そういう部分を町の職員の方たちに徹底をして、少しでもこういうことの事故が起こらないようにというふうなことについての徹底はできるでしょうか、いかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 毎月の連絡調整会議、管理職の定例会議のときには、建設課のほうから、それから各支所のほうから、職員に関して、通行中、通勤中の道路損壊箇所であるとか、異常箇所についての報告の依頼をお願いしているところがございます。以上でございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今、一般的な事故についての対応について、早期発見、早期改善と言われましたけども、この町道は、大朝工業団地内の道路だと思うんですけども、奥に中国木材があって、それで頻繁に道路を一般車両が通行しているんじゃないかと思うんですが、原因、なぜ陥没したのかと。また、陥没してタイヤが破損する程度になるまで情報や修繕の要望等はなかったのか。全然通らないところなら分かるんですけども、相当通っている道

路なのに、なぜ改善されなかったのか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今回の大朝工業団地線、特に工業団地内の中国木材とかセイユーさんがおられるところの直線道路部分ではございます。常に支所のほうとか建設課のほうで状況は把握しているつもりでございますけども、どうしても大型車両が通ったりすることがありますし、今回の件で言うと、少し速度が速かったということで、実際は1万5400円の30%の割合の4620円ということになっておりますけども、全額ではございませんのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） また今、状況がもう少し詳しく話されましたけれども、職員の話は先ほどありましたけれども、職員さんだけじゃなくて、住民の方や企業の方等にも、そういうときには町に連絡をとることはされてないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 企業内を通られる方に関しては、なるべくご指摘をいただくようお願いは前からしております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第9号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第94号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第94号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第94号につきまして概要を説明します。議案集3ページをお願いします。議案第94号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は人事院勧告に伴い、特別職の職員で常勤のものの給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第94号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集の3ページをお願いいたします。それから事前にお配りをしております令和3年第3回臨時議会議案説明書というA4の1枚物をごらんいただくようお願いいたします。第1条におきまして、12月に支給する特別職の期末手当の支給率を1.45月から1.30月とし、0.15月減額するものでございます。第2条におきましては、令和4年度以降の期末手当について、6月及び12月の支給率を同率の1.375月とするものでございます。総務課から説明を終わります。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はあり

ませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。人事院がこのような勧告をしたということですが、根拠についてご報告がなかったようではありますが、どのような状況の中で引下げをしなくてはならなくなったのかということについてお聞きをまずしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 令和3年度の人事院の勧告でございますけども、本給については、民間と公務職場において14円という、極めて少ない差異でございましたので、そちらの本給については、今回の勧告にはうたわれておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 根拠がはっきりうたわれていないのに下げる、数字だけは提案するということがよく理解できるのですが、例えばコロナの関係であるとか、消費がうまくいかなかったからとか、そういうふうな理由というのはいないんですか、ただ、人事院が勧告したら、そのままそれぞれの自治体が採用する、あるいは県段階でいえば、人事委員会がそのような方向にするということがあるみたいであります、その辺はいかがですか。もう少し明確な、私たちに響くような伝わり方というのはいませんか。それともう一つ、これは条例を見る限りでは、一旦は現行から下げますが、来年の4月1日をもって、若干また見直しが上がっていきよという2段階になっているような捉え方を私はしてるんですが、3ページと4ページの表見ると、一旦は下がりましたが、来年の4月からは若干ですが、上がりますよという、そういう捉え方でいいんですか、どうですか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 地方公共団体の中でも県とか政令指定都市等においては、人事委員会というものが設置されているところが多ございますけども、その他の市町村においては、そういう人事委員会というものが設置されていないところがほとんどでございます、国が8月頃に発表する人事院の勧告に基づいて、その地公体の給与を決定していくという流れが多ございます。議員御指摘のとおり、人事院の勧告については、公務と民間職場の本年4月分の給与を調査して、主な給与決定予想、同じくする、民間準拠と呼ばれるものですが、そういうものがございます。先ほどちょっと14円と言いましたけども、19円でございます、率にすると0.00%ということで、差異がほとんどないというような状況でありました。昨年からの2年間にまたがるようなコロナ禍の状況で、民間の給与所得というものも一時金の部分、ボーナスの部分については、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と、それから公務の年間の支給月数を比較いたしまして、年間4.45月分を0.15月下げる、年間4.30月に期末手当を支給するべきというふうに人事院勧告のほうに勧告をしております、その厳しいコロナ禍の民間職場の実態を鑑みて、そういう勧告をなされたというふうに考えております。したがって、北広島町においても人事委員会というものは存在しませんので、国の人勧に基づいて、それを準拠していくというものでございます。1条と2条の分につきましては、この表がちょっと理解がなかなかあれだったかも分かりませんが、令和3年度については、12月期で現行、6月分は支給を済ませておりますので、12月期分で現行1.45月を1.300月にするというので、そこで調整がなされるわけですが、6月と12月、夏と冬のボーナスで平準化して支給をするという、バランスをとって支給をするということで、来年度につきましては、その2.75月をなべて支給するというので、1.375月

ずつということになってますので、12月分については、今年度と比較すると増えたように見えるかも知れませんが、結局2分の1ずつ支給するというので、平準化をしているということになっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） しつこいようではありますが、6月と12月のという部分の、6月はもう支給済みでありますから、それも含めて2回分を1条で減額しましたと。次に2条については、もうこれから先の話ですから、2倍分を引くということじゃなくて、そのときそのときに、6か月に1回ずつの分でありますから、戻したから上がったように見えるよという説明でいいですね。それでもう1つ、これは23市町、この広島県には市町がありますが、この臨時議会を開いてでも、このたびのように、この北広島町のように提案をしていくということは、職員労働組合との協議の中で決まっているんだろうと思いますが、圧倒的に多くは、この12月に臨時議会までしてというふうなことになっていませんが、それはそこそこの取組の経過があるわけではありますが、仮に3月の定例議会でやるよという場合には、今それこそ、遡って減額になるよということ承知の上で、そういうふうな先送りされているんだろうというふうに思いますが、それに間違いはありませんか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 県内の状況ですけれども、12月の期末手当で減額の調整を図るところがうちを含めて2つの自治体、それから来年の3月、3月にまだ期末手当を残している自治体もございまして、そちらについては2つの自治体が12月議会で提案をするのではないかとというふうな情報が入っております。残りの19市町については、国に準拠して6月の期末手当で調整するのではないかとというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第94号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第94号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第95号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第95号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第95号につきまして概要を説明します。議案集6ページをお願いします。議案第95号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い職員の給与改定

を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第95号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集6ページをお願いいたします。それから説明書もお願いいたします。第1条におきまして、12月に支給する一般職員の期末手当の支給率を1.275月から1.125月とし、0.15か月分減額するものでございます。再任用につきましては、12月に支給する再任用職員の期末手当の支給率を0.725月から0.625月とし、0.1か月分減額するものでございます。第2条におきまして、令和4年度以降の期末手当について、6月及び12月の支給率を同率の1.2月とするものでございます。再任用につきましては、令和4年度以降の期末手当について6月及び12月の支給率を同率の0.675月とするものでございます。第3条におきまして、12月に支給する任期付職員の期末手当の支給率を1.675月から1.575月とし、0.1か月分減額するものでございます。第4条におきまして、令和4年度以降の期末手当について、6月及び12月の支給率を同率の1.625月とするものでございます。第3条の任期付職員については、北広島町では現在対象の職員はおりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。第95号、この議案について、町職員組合との話し合いの中で、妥結したのかどうか、さらに94号で言われました、町として国の人勧を準拠するという点について、改めて伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第95号に関して、職員団体との妥結は済んでいるのかということにつきましては、11月22日に団体交渉を行いまして、妥結をしております。人事院勧告の準拠に丁寧な説明もして、団体交渉を行っておりまして、相互理解を深めておるところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第95号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第95号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第96号 北広島町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第96号、北広島町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは議案第96号につきまして概要を説明します。議案集11ページをお願いします。議案第96号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町会計年度任用職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 議案第96号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課から御説明申し上げます。議案集11ページ並びに説明書をお願いいたします。本案では、令和4年度以降の期末手当について、6月及び12月の支給率を同率の1.2月、合計2.40月とするものでございます。令和3年度においては減額はございません。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。それぞれで質問すればよかったんですけど、まとめてでもいいかなと思ったので、まとめて質問します。この94号、95号、96号で、結局幾らぐらいの削減になるのか、総額。そこをちょっとお伺いします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 人事院勧告の影響による減額ですけども、企業会計を除いて人件費の総額としては、およそ1900万円程度の減額になるものと見込んでおります。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 今、この94号、95号、96号で合わせて1900万と。一応それは使う方向としてはどういうふうにする、今は決まってないでしょうけど、どういうふうな形で使うとかは、それはまだ決めてないということですか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） この給与の減額の分について、使う見込みはございません。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文です。この会計年度任用職員というのは、かなりの人数がおられるのかなというふうに思いますが、おられる人数の数をお聞きしたいのと、それから、この場合は下がることはあっても、次に上がるよというふうなことがないんだろうというふうに理解をするんですが、それでいいんですか。今までの分は、一旦は下がったけども、また次には、4月1日からは若干見直して上がりますよということがあったらと思うんですが、ここにはそれがなくて、どういう理由かなということをお聞きしたいわけです。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 1点目の会計年度任用職員の在職数については、ちょっと今手元に資料がございませんので、今は答えられないわけですけども、会計年度任用職員の令和3年度において減額をしないというふうに先ほど申し上げましたけれども、会計年度任用職員は、その任期を定めて、その年その年で採用を行っていくものでございまして、雇用通知、それから勤務条件通知書の中にちゃんと記載がされております。ですので、この年度に限って、あなたを採用しますよ、この年度はこれだけの報酬ですよ、期末手当はこれですよというのを定めており

ますので、遡ることもありませんし、前倒しすることもありませんので、特別職並びに一般職とはちょっと性格が違うものがございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 会計年度任用職員の職員数でございます。会計年度任用職員につきましては勤務形態がかなりパターンがございます。フル勤務の者はおりませんけども、週35時間、週30時間、30時間未満、時間単位での雇用、かなりパターンございますので、かなりの人数がおります。週30時間以上をもうある程度常勤的な職員というような考え方でおりますので、その職員については、細かい数字は覚えておりませんけども、議会のほうでも少し説明させてもらったことがあるかと思っておりますけども、70人から80人程度、それ以外の時間単位につきましては、もう異動がございますので、かなり多い人数になります。100人以上の時間単位の任用職員でございますので、規模的にはそういうふうな人数形態でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 分かりやすい説明でありましたんで、ですから、大体、社会保険の該当するような人たちが大方70人ぐらいおるといふふうに理解すればいいんだろうなと思います。それから今、会計年度の関係は、年度年度でもう既にびしゃっと契約を交わしとるから、間での異動はないよと。今出しているのは令和4年の4月からの分でありますから、そこで、このような形になるから、現行から見れば下がっている、上がる者はないよという捉え方ができるんだろうというふうに思いますが、それでいいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員おっしゃいますように、そういうご理解でよろしいです。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第96号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第96号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで、令和3年第3回北広島町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 39分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~